

平成18年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成18年6月20日(火曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(19名)

議長 長岡正勝君
副議長 吉田栄君
1番 吉岡文子君
3番 五十嵐聡君
4番 白木優志君
5番 小関勝教君
7番 土井敏興君
8番 谷内八重子君
9番 長谷川吉春君
10番 米田良克君
11番 古関充康君
12番 矢部正義君
13番 谷村孝一君
15番 内馬場克康君
16番 本郷幸治君
18番 紫藤政則君
19番 荘司光雄君
20番 林国夫君
21番 中西勇夫君

◎欠席議員(1名)

2番 広島雄偉君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君
助役 佐藤昭雄君
総務部長 板東知文君
市民部長 吉田譲君
保健福祉部長兼福祉事務所長 安田昌彰君
商工交流部長 藤井雄一君
農政部長 酒巻進君
都市整備部長 加藤誠君
市立美唄病院事務局長 三谷純一君
消防長 佐藤賢治君
総務部総務課長 市川厚記君
総務部総務課総務係長 村上孝徳君

教育委員会委員長 阿部稔君
教育委員会教育長 村上忠雄君
教育委員会教育部長 天野修二君

選挙管理委員会委員長 熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長 大道良裕君

農業委員会会長 佐藤博道君
農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査委員 川村英昭君
監査事務局長 嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
次長 和田友子君
総務係長 濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。
消防長佐藤賢治君は、公務により午前中欠席いたします。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

18番 紫藤政則議員

19番 荘司光雄議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） 2006年第2回定例会にあたり、私は、大綱2点について質問をいたします。

その1点目は、住基ネットの運用についてであります。

住基ネットもスタートをしまして丸3年になりましょうか、ことし8月を迎えまして。いろいろな形で市民の中に入り込んできている部分というのが、広がってきているという状況はあるというふうに受け止めております。

さて、本年になりましてから、北海道内ですが、斜里町で、この住基情報が外部へ露出するという事件がございました。

これらを受けて、これはやはり担当されていた職員の方がデータを自宅へ持ち帰るということで、例のウイニーが入っているパソコンを使ったということが原因のようです。

改めて運用状況についてお尋ねをしたいということでもあります。

その1つは、市民の利用状況についてですが、住基ネットの美唄での利用状況、これをお伺いをしたいと思います。

また、他の地域からの、美唄で住民票等をとるといふそういう利用の仕方についてもお伺いをいたします。

次に、担当職員の勤務状況について伺いますが、住基ネットを担当する職員の配置状況・勤務状況、関係機器の置き場、あるいはその管理状況、これらがどんなふうになっているかを伺います。

また、担当職員が不在の場合の対応はどうか、それもあわせて伺います。

次に、情報漏えいをしないための対策について伺いますが、先ほど申し上げました斜里町の問題などを含めて、それらの状況を踏まえて、具体的にどんなふうに取り組んでおられるか、お伺いをいたします。

あわせまして、2003年第4回定例会で採択されました、請願の採択によるその条例の制定について、1年前にもお聞きをしておりますが、その見通しについてお伺いをいたします。

大綱2点目は、教育行政について、教育長にお伺いをいたします。

本年の3月の卒業式及び4月の入学式について伺います。

多くの皆さんがご存じかというふうに思いますが、ことしの美唄の卒業式は、かなり昨年までとは違う状況を見せる結果になりました。

その最も顕著な例といたしましては、卒業式が始まって、国歌斉唱という段階になった時に、起立しない教職員がいた学校について、

学校長が起立しない職員の名前を呼び上げて、起立を促すということをやりました。

新聞報道によりますと、これは3月25日の空知版に載りましたけれども、6校がそういう状況になったと。多いところは30名からの教職員の名前を1人ずつ読み上げたということでありまして、その間、完全に式はストップするという状態になるわけです。

私も長く学校に勤務をいたしましたけれども、卒業式において教職員の名前を読み上げるなどという中身は、これまで経験がございません。卒業式で名前が読み上げられるのは、卒業生であります。

こんなふうに、本来卒業式の次第に全くない中身が突然あらわれるということで、これは卒業生の、当の卒業生の子どもたちにすれば、一体何が起こったのかというような状況だったというふうに思いますし、当然参加されている父母の方々についても、その異常な状況について大変な驚きを持たれたのではないかとこのように思います。

これらの、いわば従来にない、大きく変わった状況になったということについて、その要因は何であったのかですね。

空知教育局の指示があったのか、あるいは美唄市教育委員会の判断によってそういう指示を出したのか、あるいは校長、あるいは校長会の独自判断で行われたものか、あるいは教育委員会の指示を受けて、校長の判断でなされたということになるのか。理解できる説明をいただければというふうに思います。

今申し上げたのは卒業式の状況でして、4月には入学式がございました。これも、日付はちょっと忘れましたが、4月の7日

か8日かそのあたりです。入学式の後に、これは北海道新聞のたしか1面だったと思いますけれども、教職員の立っている写真入りで報道されました。それは、着席をさせないために、教職員用のいすを出さないという学校があったということです。

それで、これは新聞紙上でも何度か取り上げられて話題になりまして、一番最後は昨日の北海道新聞の、ページ数ちょっと落としたけれども、教育の欄で「愛国心を考える」の先週「上」がありまして、きのうのは「下」であります。この特集の中で取り上げられております。

記事は、見出しがありまして、そしてリードがあって、記事本文に入りますが、その冒頭からちょっと紹介しますが、「今年4月上旬、美唄市内の小学校で開かれた入学式の会場には、教職員約30人のいすだけが用意されなかった。3月の卒業式で君が代斉唱時に着席していた教職員を起立させるため、校長が決めた判断だった。いすなしの理由について校長は、『教職員と何回も話し合った結果、教師のあるべき姿勢を子どもたちに示すため、現段階での選択肢としてはやむを得ないと、私が決断した』と説明する」、こういう出だしでこの記事は始まっています。

先ほど申し上げましたように、これは「愛国心を考える」という特集の中で取り上げられたわけで、見出しが、「強制、国旗国歌以外にも？」と、こういうふうになっております。

要するに、愛国心を強制されるのではないかという、現実に日の丸・君が代が今、学校の中で厳しい強制の状況にあるということを取り上げて書く、その一番最初に美唄の状況

が報告されているわけです。そしてその後、村上教育長の考え方も紹介されております。

こんなふうに、卒業式・入学式とも、いわば新聞報道で大きく取り上げられる状況が、ことし美唄であったということで、そのことについて今申し上げたように、なぜそうなったのかということについての説明をいただきたいということです。

そして、次に、3月の予算委員会の中で、中学校の卒業式後のちょうど日程になったかと思えますけれども、職務命令を出したというふうに、教育長の答弁をお聞きしました。

職務命令は、私は教職員を統制するためのものだというふうに思うわけですが、その職務命令を出した考え方について、お伺いをしたいということです。

それから、私の考え方としては、卒業式や入学式の具体的な場面、というのは、これは教育活動でありますけれども、具体的な場面での教職員の動きについて、職務命令というものがなじむとは思えないわけですが、その点についても考え方をお伺いをいたします。

次に、日本という国は、大もとになる決まりは憲法であります。教育については、教育の憲法とも言われる教育基本法があるわけです。

そこで、憲法や教育基本法の理念を踏まえて、今年の美唄の卒業式・入学式の状況をどんなふうに考えられるか、それをお伺いしたいというふうに思います。

憲法で言えば、その成立の理念といいますか、これは前文に述べられております。それから、11条には基本的人権が述べられており

ます。

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」。

これは、憲法の解説をやっている伊藤塾の伊藤さんという人の解説によれば、与えられるというのは、天や自然から与えられたものである。つまり、人間が生まれながらに持っているものだというそういう説明です。

そして、国民というのは当然のこととして、日本に住んでいる人すべてを指す。たとえ外国籍の人であっても、それはその権利を有するのだという説明をされております。

それから、19条ですね。これは「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあります。これが19条の、大変短い条文ですけども。

これの、伊藤さんの解説では、「思想を強制的に告白させたり、推知したりすることも禁止します。日の丸・君が代についてどう感じるか、愛国心を持つかどうかという問題は、まさに個人の内心の領域の問題であり、多数意思によって一定の考え方を強制することはできません」と、こういう説明をしてくれております。

それから、99条。これは、「公務員は憲法を遵守しなければならない」という条文です。

これらを踏まえて、いかがでしょうかということです。

それから、教育基本法については、前文に考え方、基本的な考え方が述べられていますし、それから、第1条に教育の目的が書かれております。

そして、おしまいの10条には、何度か申し上げておりますけれども、第10条は教育行政であります。「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とあります。これは前段です。これに後段が続くわけです。

後段まず条件整備のことが書かれておりますけれども、これは、私は、いろいろなものを読んでみてもそのことは書かれていますが、戦前戦中の教育勅語体制化の日本の教育、これが国家権力の意のままに教育を動かす、ということは、国家権力の望む人間を育て上げる役割を全面的に教育に果たさせるということをやってきて、日本は大変不幸な、そして苦しい惨めな体験をしなければならなかったわけです。

この反省に立って、教育を国家権力が動かしてはならないというのが、この教育基本法第10条の精神、まさに精神そのものだと思うわけです。

これらを押さえて、ぜひことしの卒業式・入学式のあり方というものについて、考え方を伺いをしたいというふうに思います。

それから、次に、これもちょっと3月にも申し上げたんですが、具体的な答弁をいただけなかった部分であります。1999年に国旗国歌法が国会で審議をされ、成立をいたしましたけれども、その国会審議の際に出された政府見解をどう受けとめておられるか、改めて伺いをいたしたい。

国会答弁では、繰り返し強制はしないと、従来と変わるものではないと述べられているわけですが、そのことを承知されているのかどうか、伺いをいたします。

それから、次に、国会は閉会をいたしました。けれども、この18日をもって閉会した通常国会に、政府が教育基本法改正案を提出をいたしまして、衆議院で審議が行われました。

この改正案審議のための特別委員会が設置されて、これはテレビでも国会中継がなされて、私も一部見ました。

この教育基本法改正案と、ことしの卒業式・入学式との関連をお考えになっていたのかどうか、伺いをしたい。

これ、改正案の提案時期がたしか4月の後半だったと思いますが、時間的に言えば卒業式・入学式の時期にはまだ提案されていないんですけれども、改正案の内容はすでに公表されておりましたから、十分ご存じだったことと思います。

これを、この改正教育基本法というものを、先取りしていくというような考え方が、もしかしたらあったのかなど、そんな疑問をちょっと感じたりするものですから、その辺はいかがか伺いをしたいということです。

それから、2つ目に、学校予算について伺いをいたします。

新年度がスタートして2か月半が過ぎました。各学校への予算配当がどんなふうになっているのか、伺いをしたいというふうに思います。

今年の、美唄市の財政状況から判断しますと、ことしの配当予算は昨年度と比較して、学校それぞれに減額されて厳しい状況になっているというふうに思います。その厳しさの度合を、どんなふうに委員会としては判断をされておられるかです。

それから、小中学校の教育活動に必要な経

費は削ることにはならない、私は子どもたちが実際に教育活動を行うものに係る経費は、幾ら財政が苦しいからといって、これは削るべきものではないというふうに考えるわけですが、その辺のお考えをお伺いをしたいと思います。

実は、幾つかの学校の先生方からの話として、えらい厳しいと、必要なものは買ってもらえないということです。そういう事を聞いたりするものですから、少しその辺の状況を、把握されている部分があればお伺いをしたいというふうに思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

住基ネットについて、情報を守る対策についてであります。端末機の操作にはパスワードとIDカードを必要とし、システム的には操作した者を特定するとともに、操作内容が記録されることに加え、他人のパスワードの閲覧や、情報を記録媒体にコピーできない仕様であるほか、IDカードは必要の都度保管場所から出し入れするなど、担当職員以外の者が操作できないよう、厳重な管理をしております。

また、職員には常に個人情報保護の重要性を指導しており、細心の注意を払いながら運用しているところですが、他自治体で情報が流失したとの報道を機に、改めて情報保護や適正な操作について注意を喚起し、指導を徹底したところでございます。

次に、条例の制定についてであります。これまで住基ネットに関する条例について検討してまいりましたが、先日国会において、

住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立したことから、これらの内容も含め本年度中に条例案を提案できるよう準備を進める考えでございます。

なお、住基ネットの運用状況につきましては、市民部長から答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長吉田 譲君 住基ネットの運用状況につきましては、私からご答弁をさせていただきます。

住基カードの発行枚数は、平成15年度から平成17年度までは119枚。そのうち写真付きは114枚となっており、平成18年度は5月末で10枚、合計129枚の発行となっております。

住基カード利用による住民票の写しの広域交付については、平成17年度に美唄市民が他市町村で交付を受けたのは16件、他市町村の方に美唄市で交付したのは22件となっております。

職員は7名を配置し、個々にパスワードを付与して操作にあたっており、住基ネットは9時から17時の運用時間内で業務処理を行っております。

また、関係機器は市民係執務スペース内に設置し、常に管理が行き届くよう努めております。

なお、住基ネット運用中は職員が不在とならないよう、パスワードを持つ複数の職員で業務にあたっております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問に、順次お答えいたします。

はじめに、卒業式及び入学式のこれまでの状況と本年の考え方についてであります。

卒業式・入学式はこれまでも学習指導要領に基づく儀式的行事として、厳粛かつ清新な雰囲気の中で適切に実施されるよう、その考え方を周知徹底するなどして指導してきたところでもあります。

しかし、実態としてマナー的に望ましくない事例があり、今年はこれが改善されるよう「職務命令をもってしても」という強い指導を、各学校に対し行ったところでもあります。

次に、この教職員に対する職務命令についてであります。卒業式・入学式にかかわらず日常的な教育活動は、根本的には教師と児童生徒の愛情と信頼により成り立つものであり、その基盤となるのは職員、教職員相互の信頼関係であると考えております。

日ごろから、職員会議等の場を通じて、教職員間で意思の疎通、共通理解を図るよう努め、全教職員が一致協力して教育活動を推進していくことが望ましい、このように考えております。

しかしながら、公務員である校長や教員は、関係法令や上司の職務上の命令に従わなければならないという義務を負うものであることも事実でございます。

次に、卒業式・入学式と憲法、教育基本法の理念とのかかわりではありますが、教育基本法は戦後の民主的・文化的、そして平和的な国家の建設をめざすにあたり、教育の目的を明示し、教育の基本を確立するために制定された法律であり、その理念とするところはまさに、日本国憲法の精神を教育に生かすことにあると考えているところでございます。

これら、現行法のもと定められた学習指導要領に基づき、卒業式・入学式を実施するこ

とは、公教育に携わり、児童生徒を指導する立場にある公務員としての、職務上の責務であると考えております。

次に、国旗国歌法の国会審議での政府見解についてであります。平成11年の「国旗国歌法」制定の際における、国会審議の内容については、ご指摘の部分も含めて承知しているところであります。

法制化は、国旗国歌の根拠について、慣習であるものを成文法として明確に位置付けたものであり、これによって学校教育においても、国旗国歌に対する正しい理解が進む、意義あるものと受け止めているところでございます。

平成元年の学習指導要領から、国旗国歌の意義付けが明記されており、国旗国歌法に尊重義務が規制されていないからといって、公務員として児童生徒に対し、国旗国歌を指導すべきでないということにはならないと考えているところでございます。

次に、教育基本法改正案との関連についてであります。教育基本法は、制定から半世紀以上がたち、その間、教育を取り巻く環境は大きく変化し、教育の根本にさかのぼった改革が進められていることから、あくまでも新しい時代の教育の基本理念を明示し、未来を切り開く教育を実現していくために改正されるものと受け止めております。

今国会でも審議されておりますが、憲法の精神を踏まえた現行法の意義を尊重しつつ、慎重に審議がなされるものと考えており、今後におきましても注意深く見守っていきたいと考えているところでございます。

次に、各学校の配当予算についてでありま

すが、小中学校及び幼稚園の予算配当につきましては、学級数や児童生徒数、職員数など考慮した上で、施設設備の規模などに応じた調整を行い配当しております。

このうち、コピー用紙や消耗品など、学習活動にかかわる事業費につきましては、基本的に各学校長の裁量で執行するものとしており、本年度の配当額は、小学校 946 万 5,000 円、中学校 728 万 4,000 円、幼稚園 94 万 4,000 円、合計 1,769 万 3,000 円となっており、これを昨年度と比較しますと、率で見ますと、小学校が 18.2%、中学校が 13.1%、幼稚園 15.9%がそれぞれ減となり、全体では 16.1%のマイナスとなっております。

このような現状の中で、各学校長をはじめ、すべての教職員がより一層の節減の意識を持つことが必要であると考えているところでありますが、しかし、子どもたちの学習活動にその影響を及ぼさせないことも大切なことであり、教育委員会といたしましては、学校の予算執行の状況を常に把握し、消耗品等の内容を精査するとともに、一括購入を行うなど、創意工夫による適性かつ効率的な予算執行に努めてまいりたい、このように考えております。

●議長長岡正勝君 10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 再質問をさせていただきます。

最初に、住基ネットの問題であります、今年度になって、新たに住基カードの交付を受けた市民の方が 10 人ということになります。合計で 129 枚ということですから、これを多いと見るか少ないと見るか、私は極端に少ないのではないかと。

昨年の 8 月時点で計算してみたところでは、大体 0.4%ぐらいの利用率ということです。

ただ、いろいろな形のサービスが行われるということは承知をしています。私自身で言えば、年金の現況届けを出さなくてよくなったという部分は、はっきりあります。あと、パスポートをとる際に、住民票等いらなというそういう部分もあるようですけれども、一般の市民の方はなかなか余りかわりが、具体的にはないなというのが率直な印象です。

それで、私は何度かこの問題を取り上げておりますけれども、このためにかけている経費を考えますと、美唄市はもちろんですが、全国的に、これは全国ネットの問題ですから、全国的に大きな経費がかかっているわけで、それからすると、市民が受けるサービスの部分というのは、金額に見合ったものには到底なっていないのではないかと。

ですから、情報漏えいの問題もありますけれども、これだけ財政状況厳しい中にあるのは、これを今後とも、情報漏えいを防止するためのセキュリティのレベルを上げながら維持していくということが、果たして適切なのかどうか。

こういう利用状況を見て、市長はどんなふうにしてそのことをお考えになるのかということをお尋ねしたいわけです。

私は、これは美唄が言ってすぐなるものでももちろんありませんけれども、運用取りやめも国は考えるべきではないかと、そういうご意見を持ってもらえれば一番いいかなというふうに思います。

そういう考え方ですから当然、今後とも市民サービスの幅を広げるという考え方には、

賛成しかねるわけです。

特に、新たなサービスを始めようとするれば、そのためにカードを読み取る端末の設置が必要になりますから、新たな投資が次々とやらなければならないということになるわけですし、そのカードを使う端末がふえるほど情報が漏れるという恐れもそこでは出てくるというこのあたりについて、ぜひ、できれば拡大はしないと、あるいはできればシステムそのものをやめるとか、そういう答弁いただければと思うわけですが、いかがでしょうか。

それから次に、教育行政についてお伺いいたします。

今一通り答弁をいただきました。

いつでもお答えをいただく部分は、学習指導要領にあるのでそれをやるのだということでお答えをいただきます。そして儀式的行事として、今のご答弁で言えば、実態としてマナー的に望ましくない、という状況を改善するために職務命令をもってしてもという、今のお答えでした。

単に、マナーの問題というふうには考えるのは、私はこのことの本質を把握しての考え方というふうには受け止めません。

単にマナーが問題であれば、職務命令によらずとも、じっくりと話し合うことで解決も可能ではないかというふうに思います。

答弁にありましたように、教職員相互の信頼関係を基盤に、職員会議の場を通じて共通理解を得る努力、これが有効だというふうに思うんです。

しかし、問題はそういうことではなくて、教職員や児童生徒の思想、そして心情を尊重

するというそういう立場に立たないで、国の国家権力の指示には逆らわないで従いなさいと、言葉で言って従わないのなら職務命令を出しますよと、こういう権力的な発想だというふうに思います。そこには、国の基本法である日本国憲法の精神は全然見えなくなってしまっております。

そして、常に学習指導要領を金科玉条にしておられるわけですが、3月にも申し上げましたように、学習指導要領は大綱的基準として存在するのであって、その範囲を逸脱した中身は、ということは、学校行事の具体的な内容までその規制が及ぶというふうに考えられるのなら、それは大綱的基準とは認められないという判断が、最高裁の判断だと私は受け止めております。

憲法では、個人の思想、心情の自由を認めますし、教育基本法は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を記す。日本国憲法の精神にのっとりこの法を定め、真理と正義を愛し、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を目的としていると。

さらには、先ほど申し上げました、教育は不当な支配に服することなくと、その教育行政、行政が教育内容変えることに介入することを禁止しているわけです。

学校教育法では、教諭は児童の教育をつかさどるとしておりまして、校長とはっきり区別をしていますね。

教育内容については、校長の権限ではない、権限でないという言葉が適切かどうかはちょっとご意見があろうかと思いますが、校長の職務、教諭の職務というのははっきり分けているわけです。

これらの中身を考えた時に、教師が自分で信じていけないとか疑問があるとか、そういう内容を子どもたちに、さもさももっともらしい顔で教えるとそういうことは許されないと私は思います。

真理と平和を希求する人間の育成をすることでありますから、自ら信じてことや内容を、自信を持って教えるということです。

個人の尊厳を重んじるためには、子どもたちの尊厳を重んじるためには、教師自らの思想や心情が尊重される、決して踏みにじられることがない、そういう職場環境でなければならないと思います。

教師の考え方を踏みにじっておいて、子どもへの考え方は大事にせよと、これは通る話ではないです。

基本になる法の精神を無視して、完全に下位にある学習指導要領を重視する考え方は誤っています。そう私は指摘せざるを得ないのです。

国家権力が教育を支配して、国民全体を大きな苦しみに陥れたという過ちをどう反省したか、それから、どんなふうな経過の中で日本国憲法や教育基本法が誕生したのか、そこをしっかりと考えてもらいたいと思うんです。

特に、憲法については、アメリカの押し付け憲法だという意見がございます。これは今も改憲論の1つの根拠になっています。GHQが日本側が作った憲法素案が気に食わないから、GHQ側は素案を作ったというのは、これは歴史的事実です。

ただそれを、決してそのまま受け入れたのではなく、十分に国会で審議をした上で、大日本帝国憲法の改正規定に従って、手続きを

踏んで決めたのが日本国憲法です。ですから、その時に、戦争の惨禍を再び政府の手で起こすことのないように、これを大変大きなものとして据え、そして天皇主権だった国家体制を、国民が主権者ですよと大きく転換をする中身を、この憲法には持たせたわけです。

その誕生の経過をぜひ押さえていただきたいと思いますし、それから教育基本法については、これは教育刷新委員会ですか、ここに当時の日本の頭脳、教育関係の頭脳を集めて、慎重に審議をして作り上げられたのが、教育基本法です。そして、憲法には教育の中身について、具体的な規定がありませんから、教育については教育基本法によって行うということで、ほかの法律にない、わざわざ前文を設けてその精神をはっきり明確にしているわけです。ですから、教育憲法という言い方をする方もいらっしゃるわけです。

これらの、日本国憲法の精神を受けて教育基本法が作られているという、そのところをぜひしっかりと押さえていただきたいというふうに思うわけです。

現在の日本の社会の動きを見ますと、これは、端的に申し上げれば、無形化路線まっしぐらという感じだと私は受け止めています。このままでいくと、一体日本はどこへ向かって走るのかということです。

2年4カ月にわたったイラクへの自衛隊派遣はやっと終わるようです。幸い今日まで死者や負傷者が出ないで、隊員の方々が任務を全うされたということは、これは本当に喜ばしいことだというふうに思うんです。ただ、まだ帰ってくるまで、気は抜けない状況だというふうに思います。

つい先日、箕輪登さんが亡くなりました。この方は自民党の衆議院議員で、たしか郵政大臣までやられた方です。この方が、現内閣の、今の内閣のもう少し前ですね、小泉さんの内閣になって、イラクへ自衛隊を派遣するというには絶対反対だと、これは憲法違反だということで声を上げるだけではなくて、裁判所に訴えを起こして、裁判を闘ってこられました。自民党の、北海道で言えば重鎮の方です。

その方が考えても、あの自衛隊のイラク派遣はおかしいと、間違っているということを言っている。これは、亡くなられた後藤田さんもそのことを言っておられました。

そんなふうに、多くの人々が一体日本の進路はどうなるのかということ、本当に心配しなきゃならない状況に今なっているんです。この状況を、教育の場で後押しするようなことをしてほしくないんです。

それぞれ、地域地域の教育の具体的な現場で、子どもたちに日の丸を見たら直立不動の姿勢をとる、君が代をしっかりと歌うと、曲が流れればもうそれは気をつけをして歌うんだと、そういう自動的に反応するような子供を育てるようなことをしたら大変ですよ。そのことの間違いを、日本人は嫌というほど体験させられたんです。ただ、その体験をした人はもう、もう半分以下になっているんでしょうか、少なくなってきました。

それで、今の国会議員の方々を見ても、憲法改正論を唱える方々というのは、どっちかという若い人たちですね、戦争の体験のない。

ですから、私はその地域地域の教育が、し

っかりと憲法や教育基本法を受け止めてなされていかなければ、時の政府からあれをやれこれをやれと言われたものをそのまま請け負ったのでは、教育本来の役割を果たさないと私は思います。そのことをしっかりと考えていただきたいんです。

今の無形化の最先端を行っているのは東京都です。もうこれはひどいです。まさに狂気です。狂気というのは狂っているという狂気です。あんなことは今の東京のような状況というのは、戦争中の日本だってなかったんですね、そんな状況です。もう卒業式で君が代の時に立たない先生は首ですよ。

私は、ことしの美唄の卒業式の状況、あるいは入学式の状況というものは、そういうふうにつながっていくのではないかと、これを恐れるわけです。

卒業式の後、教育長が学校を回られましたね。そして、中身は違うかもしれませんが、私は現場を見ていませんから。ただ、具体的に立たなかった先生に会って、あなたはなぜ立たなかったのですかということをやられたのではないかと、これを疑っているわけです。

ただ、教育長は、そういうことはやっていませんというふうにお話をされました。ただ直接会って話を聞きたいと。

ただ、あの卒業式の後で、教育長がわざわざ学校へ来て、個々の教師に会いたいと言った時に、仮にその話が出なかったとしても、何でこの時期にわざわざ教育長が来るのかなと、これ思いますよね。それから、人によってはもう教育長が来るということを知りただけで圧力を感じてしまうと、恐れを感じると、

そういう事態になるのではないですか。

これを3年ほど前にやったのが岩見沢ですね。岩見沢は、一気にもう先生方は下を向いてしまったんです。元気ないですよ。

やはり心を曲げて、立たなければならないというふうにして立ってしまった先生というのは、元気がありません。そういうことをやってもらっては困るなというふうに思います。

ひどい5年間が終わって、間もなく小泉さんも退陣するようですけれども、私は後も大変心配だなというふうに思っています。

それと、さっき話も出ました教育基本法改正案の中には、いわゆる愛国心が盛り込まれる、民主党が改案を出しましたけれど、これにもはっきり書いてある。いずれにしても、愛国心が盛り込まれるんですね。

それで、愛国心という言葉が、ことさらに出てきたら、普通の人はおかしいぞというふうに思うんです。何でわざわざ愛国心を強調するんだと。そんなこと言われなくたって、日本人として生まれて、日本の国を思い、日本のことが好きで、そんなふうに育つものですよ。私もそうです。

それをことさら、愛国心を教育基本法の中にうたい込まなければならないという発想です。これは先ほどから申し上げている、物事を判断しない子どもです、国を愛せと言われたら「はい」というふうに言う子どもを作りたいたちの発想だというふうに思うんです。そここのところをぜひ考えていただきたいと思います。

そして、今いただいた答弁の中で、教育基本法の改正の問題です。改正案、失礼なことをちょっと申し上げたんですけれども、「憲法

の精神を踏まえた現行法の意義を尊重しつつ」という答弁を最後にいただきました。そのことは大変結構だと思います。

ただ、その前段で、半世紀以上たったと、教育基本法ができて。教育環境は大きく変化し、教育の根本にさかのぼった改革が求められ、新しい時代の教育の基本理念を明示し、未来を切り開く教育を実現するための改正だろうというふうに言われているんです。

私は半世紀たとうが100年たとうが、いいものはいい、悪いものは1年でもだめだというふうに思うんです。時間がたったからだめだという発想は、憲法でもよく言われますね、60年間改正していない世界で最も古い憲法だとかという。でも、何年たってもいいものはいいんです。

しかも、教育環境が大きく変化したというのはそのとおりです。子どもたちを取り巻く状況が、容易ならん時代になっています。大変厳しい状況の中で子どもたちは育たなければならない、それが今の日本の社会です。

しかし、教育の根本にさかのぼった改革が求められているという判断は、私はくみしません。むしろ、今こそ教育基本法が求める考え方にどう立ち返るか、これこそが大事なのではないですか。

やはり国民みんながそのことを真剣に考える時だというふうに思います。

いろいろ申し上げましたけれども、手段を選ばず、教職員は上の言うことに黙って従えというそういうやり方は正しくない。正しくないと思います。

今日本は、日本国憲法下にある。教育は教育基本法を大もとにしてやっている。それら

の精神をしっかりと受け止めるとすれば、今申し上げたような状況にはならないというふうに思います。

改めて、大きな変化を美唄がしなければならなかったそのところの理由を、お尋ねをしたいと思います。

それから、教育予算についてはご答弁いただきまして、いろいろ学校の中、それぞれの事情もあろうかと思いますが、予算執行の状況をよく見て教育委員会としてもいきたいということですから、ぜひそのことをお願いしたいというふうに思います。

子どもたちの耳にまで、美唄はお金がないからこれできないんだというような話がいけないように、ぜひお金がないのが現実ですけども、しかし、それであれができないこれできないというような話が教室でなされないように、ぜひお願いをしたいということです。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

今後の運用についてであります。住民基本台帳ネットワークシステムは、住民基本台帳法に基づき運用しております。窓口における待ち時間の短縮や、年金の現況届の廃止、パスポート申請時の住民票の添付の省略、全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられるほか、住民からの申請で交付する住民基本台帳カードにより、転入転出の簡素化が図られます。

また、写真付きカードは、身分証明書などとしても使えることから、利便性があるものと考えております。

このシステムが電子政府・電子自治体に向けてのベースとなって、さらに住民サービスの向上と、事務の効率が図られるものと考えており、今後先進地の事例なども参考にするとともに、安全面に十分配慮しながら市民の利便性向上に資する利用について検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えをいたします。

卒業式・入学式の国旗国歌の実施につきましては、これまでも国際社会に生きる日本人としての自覚を育てる観点からも、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは重要であり、公教育推進の観点においても、各学校で国旗国歌を適切に指導することが大切であると考え、取り組んできたところでございます。

また、学校行事の儀式的行事である卒業式・入学式は、児童生徒にとりまして、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な雰囲気の中で、児童生徒1人ひとりが新しい生活に向けて、集団への所属感あるいは連帯感を深める機会でもあり、より望ましい形で実施されるよう、教職員や地域、保護者の理解を深めながら、適切に実施されるよう繰り返し指導をしてきたところでございます。

学校教育は、児童生徒と教職員、保護者、地域との信頼関係の上で成り立っているものであり、卒業式・入学式で国歌を斉唱する際には、国家を尊重する態度で臨むこと、とりわけ儀式的行事に臨む態度として、児童生徒、教職員及び保護者が、心を1つにする意味からも、全員起立で臨むことが望ましいと考え

ているところでございます。

昨年度までの経過を考えますと、一部教職員が起立していない状況に関して、保護者や地域の方々からの意見もあり、また、管内的な状況等を総合的に判断した結果、今回のような指導に至ったところでございます。

学校行事である卒業式・入学式という儀式的行事は、教育の機会均等の確保と全国的な一定の水準維持という目的のため、必要かつ合理的な基準として認められている学習指導要領に基づき実施されることが重要であり、国歌の起立斉唱など、式典の事務運営を行うことは、公教育に携わる、児童生徒を指導する立場にある公務員としての職務上の責務である、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員 住基ネットに関しましては、これは前にもお伺いしていますが、このシステムが電子政府、電子自治体を作るためのベースになるということを言われます。

ただ、これがなかなか、電子政府というのはどんなものなのかなとか、美唄市版電子自治体という、電子版美唄市というか、これがこうなかなかイメージとして浮かんでこないんです。

だから、これはいずれまたお尋ねをしたいと思っておりますけれども、余りそういうものの口車に簡単に乗ると危ないなという、そういう感じはするんです。

その辺は、市長もぜひ勉強していただきたいなというふうに、これは要望しておきます。

あと、教育長から答弁いただきましたが、ちょっと、今いただいた答弁に対して、私な

りの考え方をちょっと申し上げたいと思うんですけれども、集団への所属感・連帯感を深めるということですのでけれども、卒業式や入学式で君が代を歌うことが所属感や連帯感が深まるというのは、私は余りそれは賛成できないです。

運動会のシーズンが大体終わりましたけれども、運動会なんかでは応援歌というのをやりますね。応援歌というのは、でかい声で歌える歌ですよ。そういう歌詞であり、節回しです。それから調子がいいんです。元気よく太鼓をどんどん鳴らしながら旗を振って、そしてぶわっと、そして最後はフレーフレー何とかとこういうふうになるわけです。そうすると、みんなの意気が上がるわけです。やるぞとこういう気持ちになりますね。

君が代を歌うことで、あ、自分はこの学校の一員だ、卒業生だ、いい卒業生だったなというふうなそういう思いを抱くというのは、私はちょっと言い過ぎではないかなと思えます。これはかなり疑問があります。

それから、学校が関係者の信頼関係で成り立っている、これは全くそのとおりだというふうに思えます。

教職員間はもちろん、父母の皆さんとも、当然子どもたちとは日々付き合う中で信頼関係ができ上がっていかなければならないですね。

ただ、いろいろありますから、全部の人たちが厚い信頼関係で結ばれるというのはなかなか難しいかもしれませんが、これはぜひ求めなければならぬと思えます。

ただ、これも君が代と一緒に斉唱するということで信頼関係が深まるというふうにはと

でも思えないんです。心を1つにするために全員起立して歌うと。

全員起立するというだけでいけば、子どもたちみんなの起立も求めるということになるわけです。そして、今歌うまで言っていないですけれども、そのうちにきっと大きな声で歌いましょうとか、心を込めて歌いましょうとかというふうになるんじゃないでしょうか。

立つようになったら「はえば立て、立てば歩めの親心」というのがありますね。あれは子どもですからいいんですよ。でも、まず立ちなさいと、立ったら、さあ今度は歌いましょう。歌ったら、声が小さいですよ。あなた方の歌い方は心がこもっていませんと、そういう指導になっていくんじゃないですか。

心を1つにしてということは、立たない子がいたら、君はなぜ立たないんですかということになるんです。そういう指導になっていくんです。

だから、今の教育長の答弁は、私は違うと思います。そういうことを求めてはならないんですよ。

内心の自由というのはあるわけでしょう。内心の自由というのは、これは3月に申し上げましたけれども、内心がどんなふうになっているかというのは見せる必要ないんです。だから内心です。内心を見ようなんて考えるのは、それはとんでもない間違いです。

1人ひとりの子どもの気持ちを大事にするということは、それは内心、内心の自由を保障するというそのことを考えた時に、自分にあてはめてみるといいんですよ。自分が何を考えているかということ、周りの人が全部見透かしているとしたら、とても生きてい

られないですよ、そんなことになったら。内心の自由というのは、やはり侵すべからざるものです。

だから、ご起立くださいというふうに言った時に、立とうが立つまいがそんなことは関係ない。本当はやってほしくないんですけども、でもやらなくてはならないというんだからやるとしますか。国歌斉唱としての音楽が流れますね、そうしたら、その時にご起立くださいと言って、立とうが立つまいがそんなことは関係ない。立つ子もいるし立たない子もいる。そのことを誰も変に思わない。いろいろな考え方があるんだなということです。

父母もそうです。立ちたい、大きな声で歌いたい人もいる。それから、実はもう音楽も聞きたくないという人もいる。聞きたくないために来ないという人もいると思うんです。

いろんな人がいるのが当たり前なのであって、それを一色にしなければならないという考え方は、私は間違っていると思います、それは公教育のやることでないです。そのことをぜひよく考えてほしいんです。

重ねて言いますが、君が代を歌うことで信頼関係ができるなんてことは、間違っています。

それから、教職員が起立しないことで、保護者や地域の人たちから意見があったと、もちろん意見を言う方がいらっしやると思います。それはあって不思議ではないです。でも、言わない人もいるんです。ああ、先生立たないでよかったとそう思っている人もいると思うんです。そういう人は何も言わないんですよ。

だから、言った人の意見だけ聞いてしまう

と、それはまずいわけですか。やはり学校はしっかりと筋を持って事に当たると、そのことが大事ではないでしょうか。

それから、管内的な状況の判断というのがありました。

これは、誤った動きに同調する必要はないんです。周りが全部間違っていたら、その間違いに合わさなければならぬという、それはおかしい理屈だと思います。

やはり、美唄は美唄としての考え方をしっかりと持っていくということが、美唄市教育委員会が存在している理由ではないでしょうか。

私は、さっきちょっと触れましたけれども、教育長が立たなかった先生のいる学校を回って1人ずつ問い詰めたというのは、岩見沢がやったんですよ。岩見沢の教育長はとんでもない人だと思います。私は岩見沢市民でないから言いませんけれど。私が岩見沢市民だったら毎日のように行きますよ、あなたの考えおかしいぞと、何考えているんだと。抗議に連日行きます。そういう行為ですよ。

心の中に手を突っ込んでかき回しているんです。それはやられた人はまいってしまいますよ。だから仕方なし立つんです。どんな気持ちで立っていると思いますか。だからさっき言ったように元気ないというんですよ。元気なくなりますよ、それは。一番大事な部分を捨てなきゃならないでしょう、自分で。

でも、それはもう仕方ない、俺はもう教師をやめたというふうに言える人はいいです。でもやっぱり生活もあるから、そんな簡単にやめるわけにはいかない。そうしたら何とか頑張って教師続けなければならない。そこで、

心捨てることになるんです。

だから、そういう周りに合わそうなんて考える必要は、さらさらないと思います。

それから、公務員の責務だということをおっしゃった。教師の職務として、子どもたちに正しい判断を養う、自主的な精神を育てる、これらは極めて大事なことです。誤った権力の押し付けを黙って受け入れる姿を、教師自ら子どもたちに見せるということは、子どもたちへの裏切りですよ、これは。信頼関係は一気に崩れてしまいます。学校で信頼関係は非常に大事です。公務員である前に、一人の教師で、1人の人間です。そこをぜひ考えてほしいんです。

教師だから、君が代を教えるのは当たり前だと、子どもを立たせて歌わせるのが当たり前だという考え方が横行していますが、これは明確に間違いです。そんな世の中になってごらんない、何と住みづらいことか。そこをぜひ考えていただきたい。

私は、教育委員会というのは、国家権力や文部省や政権政党などの圧力に屈しないで、美唄市教育委員会として本来的に考えたその任務を全うすべき役割、そこに存在理由があるというふうに思うわけです。

そういう趣旨で、改めてそこのお尋ねもしてみたいというふうに思います。

まだまだちょっと言いたいことあるんですけど、もう1時間も過ぎましたから、そこのお尋ねをして終わりにします。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答え申し上げます。

教育委員会といたしましては、教育改革が

いろいろ推進される中で、地方の役割と責任がより強く求められている時代背景を十分認識し、日々教育行政の執行に努めているところでございます。

言うまでもなく、教育委員会は、地方教育行政制度の中核をなす行政組織として、教育行政の中立性や継続性を確保する観点から、一般行政部局から独立した執行機関として設置されておりまして、義務教育は国民市民全体に対して直接責任を負って行われるべきものであるとこのように考えております。

このことから、本市におきましても、教育の機会均等の確保と、全国的な一定水準の維持という観点を考慮しながら、地域の特色を最大限生かし、この「ふるさと美唄」に愛着を持ち、夢と希望にあふれ、主体性と責任感を持ちながら学び続けることができる環境を作ることが重要であると考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後におきましても、この将来の社会の有為な形成者となるために必要な基礎的な資質を身につけた子どもたちの育成に、今後とも努めてまいりたいこのように考えているところでございます。

それと、卒業式の後の教職員の方とお会いした時のお話でございますけれども、私、先生方とお会いしました時には、これは70数名、80名近くおりましたので、時間的に1人ひとりとお会いするという事は非常に難しかったことから、4人程度を1グループにしてお話し合いをいたしました。

この卒業式・入学式の態度につきましても、再三ご答弁で申し上げておりますけれども、

職務としての教員のあるべき姿ということでお話いたしましたし、また先生方の正直な気持ちということも、私お聞きしてまいりました。

これは、今回特に、今年に入りまして3月4月、こういったこれまでのあり方と少し変わりましたので、私としましては、やはりこうやって大きく変わる時には、先生方にもお話ししたのは、私もこれまで30年40年行政経験した中で、やはり大きな変換をする時には、やはり現場の声をしっかり私自身が受け止めなければならないと、今回こうして先生方とお会いするのもそういったことでありますよと、そういったことから、これは卒業式・入学式のことだけでなく、いろんなお話出ました。特別支援教育のことやいろんな話が出まして、非常に短い時間でありましたけれども、非常に得るものがあったのかなと。

普段はなかなか一般の先生方、私と話す機会がないものですから、そういう先生方にとりましても1つの道が、道というか、話しやすさができたのかなと。私ども、その際、いろんなお話を聞けたのかなと。この卒・入学式以外にも、非常に得るものが多かったとこのように感じております。

●議長長岡正勝君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

10番米田良克議員。

●10番米田良克議員 4回目。与えていただきまして、ありがとうございました。

今の、教育長の最後の部分です。学校へ行

かれたということ。

先ほどもちょっと申し上げましたが、やはり、いわばトラブルがあって、その後、直後で訪問するというのは、これはやはり時期が悪かったと。それはもっと別の時期にしたいけれどもなかなか時間がないとか何とか、いろいろあるかもしれません。でも、やはり現場の声をじかに聞きたいというお考えであれば、いろいろ工夫ができるというふうに私は思います。

お互い、勤務時間のことも言わないで、ひとつゆっくり話をしてみませんかというような声をかければ、全員が応じるかどうかわかりませんが、結構応じる人もいるんじゃないかと思うんです。

そして、今の4人1組ぐらいで話をする、これはいわば教育長という大きな権力を持った人と会う側とすれば、1人よりは2人、2人よりは3人の方が気持ちが少しは落ち着いて話ができるかなというふうに思います。

その辺の工夫をされながら、私は教育現場の声を教育長がじかに聞きたいと、あるいは教育委員の方が聞きたいとか、そういうことは大変いいことだと思うんです。ですから、今回のような、時期の設定にぜひご勘案いただきたいと。

今回はやはり、卒業式の件で来るぞというふうに受け止めて構えてしまってもこれ仕方がないんです。僕は当然そうなると思うんです。ですから、そこは中身のあるものにする活動はぜひやっていただきたいと思うし、今後有効に生かしてもらおうということでは大変大事なことだというふうに思いますので、これはもう答弁いりませんけれども、ぜひこ

れからはそういう配慮をしていただきたいというふうに思います。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） 平成18年第2回定例会にあたり、大綱4点について、市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、まちづくりの将来展望についてであります。

その1点目は、道州制についてであります。

政府は5月19日、道州制のモデルとなる道州制特別区域における、広域行政の推進に関する法案を閣議決定し、国会に提出されました。

道州制については、2月に札幌の道新ホールで、高橋はるみ知事、内閣府で特区構想を担当する桜田義孝副大臣、奈井江町長の北良治氏などが参加してのシンポジウムのほか、各所でフォーラムやタウンミーティングなども活発に行ってきております。

推進の動きが活発になる反面、その一方では、様々な著名人から厳しい批判なども報道されてきています。

しかし、多くの市民は、道州制の内容についてはほとんど知られていないのが現状です。

そこでお聞きいたしますが、道州制についてのこれまでの経過がどのようになっているのか、その必要性について、道ではどのように説明されているのか、また、道州制について、市長がそのメリット、デメリットについてどのようにお考えなのか、ご見解をお尋ねいたします。

その2点目は、市町村合併についてであります。

道では6月2日、道市町村合併推進審議会を開き、現在180ある市町村を59に再編する市町村合併推進構想案を発表しました。

この構想には、強制力はありませんが、関係市町村に論議のたたき台として、合併を検討するよう促しています。

また、この構想案は合併協議に入る市町村に対し、道が必要経費を補助するなどの支援計画も盛り込まれています。この構想によれば、美唄は三笠市、月形町の3市町の合併構想になっています。

道では、この構想案の策定に先立って、これまで数回にわたって説明会を行っているとお聞きしていますが、その説明はどのようなものだったのか、また、道の説明会には市からどなたが出席されているのか、美唄市としてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、地域医療の確立についてであります。

市民にとって、地域で安心して暮らすことで欠かすことのできないものの1つに、地域の医療体制が充実しているかどうか大きな問題となっています。

本市には、市立美唄病院や美唄労災病院などの総合病院のほか、6つの民間医療施設があり、病院の数やベッドの数では不足はありませんが、診療科目、医師数では市民の要望に応えるには極めて不十分な体制と言わざるを得ないのが現状であります。

こうした中で、市民の中には、市立美唄病院が赤字経営のため、そのことが美唄市の財政を大きく圧迫していることから、市立病院は閉鎖されるのではないかという不安を持つ人たちも少なくありません。

そこでお聞きいたしますが、1つ目は、市立美唄病院の経営状態についてであります。

このことについては、すでに同僚議員の質問がありましたが、視点が違う部分もありますので、できるだけ重複を避けて質問をさせていただきます。

平成17年度の病院会計の決算状況についてであります。今定例会に提出された、例月出納検査結果報告では、平成18年3月末までの報告があることから、すでに平成17年度のおおよその決算状況がわかると思いますので、前年度との対比でどのようなになっているのかお聞きいたします。

また、1日当たりの平均患者数と医業収益について、前年度との対比でどのようなになっているのか、不良債務はどのようなになっているのかについてお聞きいたします。

2つ目は、医師確保の見通しについてであります。医師不足が診療科目の縮小など、病院経営にとって大きな影響を及ぼしていますが、第5次健全化計画から見て、医師の数は現在どのようなになっているのか、また、医師の確保に向けてどのような取り組みを行ってきたのか、確保の見通しはどのようなになっているのかについてお尋ねいたします。

3つ目は、禁煙指導治療についてであります。

禁煙は健康上有害であるということで、禁煙しようと思ってもなかなかやめられないという人たちがおりますし、やめるための方法を探している人たちもいると思いますが、そうした人たちにとって、禁煙指導治療は大変有効な手段だと思っておりますが、まだまだ知らない人たちもおります。

先日、市立病院に行った時に、ロビーにあった喫煙室がなくなっていることに気がついて、その理由をお聞きしますと、禁煙指導治療を行っているためとのことでした。

しかし、多くの市民は、市立病院がそうした治療を行っていることは知られていないのが現状ではないでしょうか。

私が調べた範囲では、メロディの4月号に小さな字で、4月から市立病院で禁煙指導治療を行うというお知らせがありました。

また、6月10日付北海道新聞に、禁煙指導治療の記事が載っておりますが、美唄市内で保険が適用される病院は、花田病院と井門病院となっております、市立美唄病院は入っておりません。

そこでお聞きいたしますが、市立病院の禁煙指導治療はいつから実施しているのか、また、その治療の内容はどのようなものなのか、受診の状況はどのようなになっているのか、さらにまた、治療の効果はどうかについてお聞きいたします。

4つ目は、療養型ベッドの廃止についてであります。

6月14日、医療制度改革法案が参議院で可決されました。この医療制度改革は、70歳から74歳の患者負担を、現行の1割から2割へと2倍に引き上げるほか、70歳以上の療養病床入院患者の食費、居住費の負担増など、医療を最も必要とする高齢者への負担増が盛り込まれており、重大な内容を持っています。

さらに、小泉内閣のお年よりいじめ、福祉切捨の政策が如実にあらわれていますが、国会での審議の中で、参考人からも口述人からも厳しい批判が集中したのが、療養病床の

削減であります。

その内容は、今後6年間で介護型療養病床約13万床の全廃、医療型療養病床約25万床を15万床にするというものです。このことは、美唄全体の医療体制にも大きく影響するものと思われま。

そこでお聞きいたしますが、医療制度の改正の内容がどのようになっているのか、また、本市における療養型ベッドの状況がどのようになっているのか、さらにまた、市内での医療機関ではどのような方策をとろうとしているのかお聞きいたします。

5つ目は、美唄労災病院との統合問題の進捗状況についてであります。市長はこれまで、地域医療の確立について、美唄21世紀まちづくりプラン後期計画の中でも、地域医療体制の構築をめざし、新しい総合病院づくりの取り組みを重要な課題として、美唄労災病院との統合を挙げていますが、これまで労災病院との統合についての話し合いも何回か行われているとお聞きいたしますが、現在までの経過と、今後の見通しがどのようになっているのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、福祉行政についてであります。

その1点目は、生活保護行政の実情についてであります。

5月23日、北九州市門司区で、56歳の男性がミイラ化した遺体で発見されました。この男性は昨年8月に失業し収入がなく、2回にわたり生活保護を申請しましたが受付けられず、1月に餓死したと見られています。

このことが、参議院行政監査委員会で大き

な問題となりました。

小泉内閣の悪政の中で格差社会が急速に進み、貧困化が広がっています。このことが、本市においても貧困化が進み、生活保護を受けなければならない人たちが増加しているように見受けられますが、本市においての過去5年間の生活保護世帯と、その人数がどのようになっているのかお尋ねいたします。

その2点目は、生活保護申請時の対応についてであります。

保護を申請する人は、様々な事情で経済的に困難になり、相談する相手もいなく、生きるか死ぬかのぎりぎりのところで、せっぱ詰まって生活保護の申請をすることがしばしばあります。

こうした人たちは、生きるための最後の頼みの綱として市役所に来るわけでございますけれども、面接室に行くにしても大変な勇気が必要としております。また、緊張しているために、対応している職員の話す内容も十分理解できない場合もよくあります。

申請については、相談者のそうした心情を十分考慮した対応が必要だと思っておりますが、生活保護の申請を受ける場合の対応をどのように行っているのかお尋ねいたします。

大綱質問の4点目は、市民生活の安全についてであります。

その1点目は、市内公共施設のエレベーター設置状況についてであります。

6月3日、東京都港区の公営住宅で、エレベーターのドアが開いたままで上昇し、高校生が死亡するという事故は、国民に大きな衝撃を与えました。

日ごろ安全だと信じて利用しているエレベ

ーターが、突然凶器に早変わりしたわけです。

また、その事故の後のシンドラ社（シンドラ）の極めて不誠実な態度が、日常エレベーターを利用している人たちに、大きな不安と、安全性に対する不信が広がっています。

このことが、市内で日常エレベーターを利用している人たちの中からも、普段使っているエレベーターは大丈夫なのかという不安の声が多く聞かされます。

そこでお聞きいたしますが、本市においては、公共施設のエレベーターの設置状況がどのようになっているのか、設置された主な施設と全体の設置台数がどのようになっているのか、あわせて設置したメーカーはどこなのかをお聞きいたします。

2点目は、エレベーターの安全点検についてであります。

今回のシンドラ社のエレベーターの不具合が、全国で無数に起きていることが明らかになってきております。

国土交通省によれば、シンドラ社製のエレベーターは、全国で8,834機あるということですが、これまでの点検で52機に制御ソフトに欠陥があったことをシンドラ社が明らかにしました。日常の安全点検を正確に行っていればこうした事故は防げたはずであります。

具体的にお聞きいたしますが、その1つは、市民生活の安全のためにも日常の点検は重要ですが、本市においては、公共施設に設置されているエレベーターの安全点検はどのように行われているのかお聞きいたします。

また、これまでドアの不具合などがあつたかどうかについてもお聞きいたします。

2つ目は、事故や停電などによりエレベーターが停止し、中に人が閉じ込められることもあると思いますが、その場合の対応はどのようにするのかお聞きいたします。

3つ目は、今後の安全対策ですが、今回の東京で起きた事故を見ると、その責任がメーカーあるいは管理者にあるのか、当初は責任のなすり合いの様相を見せていましたが、全国で無数に発生している小さなトラブルを見過ごし、適切な安全対策を怠ってきたシンドラ社にその責任があることは明らかであります。

大きな事故の前には、その予兆となるでき事がたくさんあります。それを見逃さず、適切に対処すれば事故を防ぐことができる。これはあらゆる事故の法則であります。

このことから、本市においてもそうした事故を防ぐために、小さな不具合であっても、利用者からの通報を重視して、適切に対応しなければならないと思いますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問に、順次お答えします。

はじめに、道州制についてであります。これまでの道における経過としては、平成12年に「道州制検討懇話会」を設置し、この懇話会からの報告書に基づき基本的な考え方をまとめ、平成16年に「道州制プログラム」、「道州制特区に向けた提案」を国に提出しております。

その後、国との協議を経て、「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」が、国会において審議されているところでござ

います。

道州制については、道では、新しい時代に応じた「補完性の原理」に基づく「地域主権型社会」を実現するため、国から権限や財源を大幅に移譲し、地域のことは地域で決めることができる道州制が必要であるとしております。

私は、これからは地域でできることは地域で決め実施するという、より主体的な自治を実現することが極めて重要であり、道州制の推進に関しては、国からの権限委譲の拡大や支庁制度改革、市町村への事務・権限委譲など様々な課題があることから、今後さらに十分な議論を重ね、北海道の活性化と新たな自治の形をめざすことが必要であると考えております。

次に、市町村合併についてであります。去る6月2日に、道の市町村合併推進構想案が発表され、この内容に関しては、今後道からの説明があると聞いておりますが、構想案策定前に2回説明会が開催され、市町村を取り巻く状況や合併に関する道の考え方、構想策定の経過や進め方などの説明があり、市からは総務課と企画課の職員が出席いたしました。

今回示された構想案に対して、各市町村の反応は様々なようですが、私は自治の基本は住民の意思にあると考えており、市町村合併の議論に際しては、まずそのことが前提であると思っております。

本市では平成15年に、近隣6市町村による任意合併協議会に参加し、市民の皆さんとともに協議検討を重ね、最終的に自立を選択し、現在、「自立と協働」をテーマとして、美唄ら

しい自治の仕組みづくりに取り組んでいるところであり、今回示された構想案については、市民の皆さんの意思を基本に対応してまいりたいと考えております。

次に、地域医療について。

医師確保についてであります。平成17年度に4名の常勤医師が退職したところですが、昨年11月に内科医師1名、本年3月に整形外科医師1名を採用したところであり、平成18年度当初の常勤医師は10名で、健全化計画より8名少ない状況となっております。

医師確保に向けましては、引き続き道内大学医学部や、地域医療振興財団等への要請、北海道医報等への求人広告掲載や、人脈を通じての求人活動など、あらゆる方法で確保に向けて取り組んでまいりました。

今後の見通しにつきましては、医師の臨床研修制度や開業する医師の増加などの影響から、大変厳しい状況になるものと考えておりますが、引き続き関係機関等への要請活動や、これまで折衝してきた医師で、結論が保留されている医師への再度の打診を行うなど、医師確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、療養病床についてであります。6月14日に成立した「医療制度改革関連法」では、全国の療養病床約38万床を約15万床に減らすこととしており、平成24年度までに介護保険適用分の13万床を全廃し、医療保険対象の医療型の現在の25万床から15万床に減少する計画と承知しております。

市内におきます療養病床は、医療保険対象の医療型は、市立病院45床、民間医療機関48床、介護保険適用病床は民間医療機関103床で、合計196床となっております。

市立病院では引き続き医療型の療養病床として運営することとしておりますが、今後につきましては、現在進めております美唄市地域医療マスタープランを策定する中で、検討してまいりたいと考えております。

なお、民間医療機関につきましては、今後の動向を見極めてまいりたいと考えております。

次に、美唄労災病院との統合問題の進捗状況についてであります。昨年11月、「労働者健康福祉機構」に対し、市立病院と美唄労災病院の統合の検討、並びに美唄労災病院の施設等の譲渡について要望書を提出し、本年3月までに回答をいただくよう申し入れたところであります。

その後、市議会議長をはじめ、医師会の代表とともに本部へ出向くなど、継続して要請を行ってまいりましたが、労働者健康福祉機構との協議のもと、半年程度の延長はやむを得ないと判断したところであります。

今後におきましては、できるだけ早期に合意形成できるよう、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、公共施設のエレベーターの安全点検についてであります。現在各メーカーの保守業者が、年1回の定期検査のほか、月1回の定期点検を行っており、今までにドアの開閉不良などはございません。

また、停電時などの対応につきましては、各メーカーの管制センターが常時監視体制をとっており、非常停止の際には速やかな復旧作業などが行われることとなっております。

なお、東京都での事故調査結果を踏まえた国の動向などを見極め、本市といたしまして

は、利用者からも通報していただくなど、より一層適切な安全管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、市立美唄病院の経営状況、禁煙指導治療については病院事務局長から、生活保護行政の実状、申請時の対応については保健福祉部長から、市内公共施設のエレベーターの設置状況につきましては都市整備部長から、それぞれ答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 病院事務局長。

●病院事務局長三谷純一君 市立美唄病院の経営状況と、禁煙指導治療につきましては、私から答弁させていただきます。

はじめに、市立病院会計の平成17年度決算状況についてであります。前年度決算との比較で申し上げますと、1日当たり平均患者数は、入院一般が前年度75人に対し59.7人で、15.3人の減。入院療養が前年度44人に対し43.1人で、0.9人の減。外来は、前年度460.9人に対し372.4人で、88.5人の減となりました。

また、医業収益は、前年度20億1,295万円に対し、実績では13億1,697万5,000円で、6億9,597万5,000円の減。医業費用は前年度26億2,262万円に対し、実績では19億4,663万8,000円で、6億7,598万2,000円の減となりましたが、収益・費用とも大きく減少した要因といたしましては、昨年4月から実施した院外処方によるもので、約5億円程度の影響があったものと考えております。

この結果、一般会計から1億円の追加支援を受けましたが、不良債務は1億1,704万4,000円が新たに発生する状況となり、平成17年度末の不良債務残高は、18億1,861万

3,000円となる見込みであります。

次に、禁煙外来についてであります。市立病院では本年4月12日から、禁煙外来を開始いたしました。

禁煙外来は、毎週水曜日午後2時から完全予約制で行っており、受診者数は、6月15日現在14人の患者さんが受診しており、さらに現在10人の予約を受けている状況であります。

治療の内容は、「禁煙治療プログラム」に沿って治療を進め、期間は12週間で5回の外来診療を行います。

初診の第1回目は、医師から治療の説明、既往症、治療参加の意思確認などの問診、呼気一酸化炭素濃度や尿中ニコチン代謝物濃度の検査を行い、治療計画を立てて、ニコチンパッチを処方し、プログラムが開始されます。

2回目から5回目は、呼気一酸化炭素濃度、尿中ニコチン代謝物濃度の検査と診察を行い、ニコチンパッチが処方されますが、検査結果等に基づき、大きさを変えて処方されることとなります。

治療の効果についてであります。開始日に受診された患者さんのプログラムがまだ終了しておりませんので、結果は出ておりませんが、受診中の患者からは「体が楽になってきた」「吸えなくてきつけれど、やめることに意欲が出てきた」などのお話があったと聞いております。

なお、禁煙外来の診療を保険適用とするため、6月1日から、病院敷地内を全面禁煙としたところでございます。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰 生活保護行政の実

状について、生活保護申請時の対応につきましては、私から答弁させていただきます。

はじめに、過去5年間の保護世帯数と人員についてであります。平成13年度520世帯783人、平成14年度524世帯772人、平成15年度527世帯774人、平成16年度531世帯767人、平成17年度545世帯768人となっております。

なお、本市における保護の動向は、被保護者世帯数では増加傾向にあるものの、被保護人員ではほぼ横ばい状態で推移しており、また、平成17年度末の保護率では、人口の減少に伴い、近年で最も高い26.3パーセントとなっており、道内でも高い保護率となっております。

次に、生活保護申請時の対応についてであります。相談者に対しましては生活保護制度についてまず理解していただくため、相談者の保有する資産や能力の活用のほか、扶養義務者からの支援など、保護の補足性や被保護者の権利義務について説明するとともに、これまでに至る経過のほか、今置かれている現状について聴取し、その問題解決に向け他の法律や施策について、専門的な立場から必要な助言を行った上で、保護要件に当るかどうか一定の判断をすることとしております。

なお、保護申請につきましては、法律上認められた保護の申請権を侵害しないよう、相談者の意思に基づき対応をしているところでございます。

●議長長岡正勝君 都市整備部長。

●都市整備部長加藤 誠君 市内公共施設のエレベーター設置状況につきましては、私から答弁させていただきます。

現在、市が保有するエレベーターは市庁舎、市立病院、市営住宅、コスモス通など、11施設で13基設置されております。

メーカーごとの設置数は、三菱電機が3基、日立製作所が9機、東芝エレベーターが1基となっております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 この場所から何点かについて、再質問させていただきたいと思っております。

最初に、道州制についてでありますけれども、道州制についてのメリット、デメリットについての、市長のお考えについてお聞きしたわけですが、この点については、必ずしも明快なお答えになっていないわけです。

国や道の説明では、地方分権イコール道州制ということが、何の疑問もなしに展開されているわけです。

本当にそうなのかどうなのかという、住民の目から見てどうなのかというそうした点での検証が、私は必要だと思うわけです。

道州制についてはこれまで、戦後何度も出されては消えてきた問題でありますけれども、今大きな問題になってきているのは、地方分権一括法が出された以降であることは明らかであるわけです。

道州制に熱心なのは国と財界です。第28次地方制度調査会答申では、道州制は国家としての機能を強化して、力強く効率的な政府を実現するための有力な方策、このように述べているわけです。

日本経団連の奥田ビジョンでも、地方政府が外交防衛や通貨などの機能に限定して、全国に5ないし10程度の州を置く、基礎自治体

は 300 程度というそういう構想を打ち出しているわけです。

本来、地方分権というのは、地方自治を強化するために、より身近なところで決めるものだと思います。財界や政府の言う分権は、国の果たすべき責任を地方に押し付けるために使われていることは明らかであります。

福島県の佐藤栄佐久知事、この人はこのように言っているわけです。「今の道州制は国の枠組みが先行し、財界が言う効率性のためのもの」と批判しております。

それから、高知県の橋本大二郎知事です。この人は、札幌での記者会見でこのように述べているわけです。「今の道州制は、国が地方を支配しやすくするためにできている。バラ色の夢があるというイメージでとらえない方がいい。それに乗っかっていくのは非常に危険だと思う」、このように厳しく批判しているわけです。

そこで、改めてお聞きいたしますけれども、1つは、現在進められている道州制は、国や財界からの要請を優先して道民の意見や見方が欠けているとこのように思うわけですが、市長がどのようにお考えなのかお聞きいたします。

2つ目は、地方分権は国から押し付けられるものではないと、あくまでも道民の要望から出されているものだと、このように思うわけですが、それについてもどのようにお考えなのかお聞きいたします。

それから、次に、市町村合併についてでありますけれども、6月2日に推進構想が発表されましたけれども、今後国や道からの様々な形で合併に対する働きかけ、これが各自治

体にそうした働きかけが強まる、このことが十分予想されるわけです。

しかし、そうした働きかけがあっても、任意協議会などに参加する意思が全くないのかどうか、このことについて改めてお聞きしたいと思います。

それから、次に、市立病院の経営状態ですけれども、先ほどのご答弁で病院経営が極めて厳しい状況にあると、このように認識を新たにしているところですが、先ほどのご答弁では、その要因が医師不足にあるということであります。

私は、医師不足も1つの要因には違いありませんけれども、それだけが原因ではない、もっと大きな問題があるのではないかと、このように思うわけです。

先日、私の知人ですけれども、その人は以前にはよく病院に通っていたんですけれども、ここしばらく病院に行っていないということなわけです。

それで、体の方がすっかりよくなって病院に行かなくなったのかなと思って、病院に行かなくなった理由をお聞きしますと、病院代が高くて行かれないというそうしたお話だったわけです。

それから、またある人、長い間入院していた人が退院してきました。この人も健康を回復して退院してきたんだろうと思って聞いてみますと、そうではなくて、病院に追い出された、このように言っているわけです。

この追い出されたという言い方が適切かどうか、これはわかりませんが、これは私が言ったのではなくて、私の知人が言ったことですが、現在の医療制度の中では、

病院としてもやむを得なく退院をしてもらわなければならない、そうしたことがしばしば起きているわけです。こうしたことも反映していると思うわけです。

いわゆるこうした医療費の負担の増加、また医療制度の矛盾の中から、地域の中では治療の抑制が広がってきている、こうしたことに目を向けていかなければならない、このように思うわけです。

また、医師不足ということが言われて、そのことが病院経営に大きな影響を与えているんだということも言われておりますけれども、医師不足そのものが医療制度の改定によってそうした原因が発生しているわけです。いわゆる医師の減少、研修制度、これが発足した時にこうした医師不足が起きる、このことが十分予測できたにもかかわらず、これまで何ら対策を講じてこなかった国の責任が極めて大きいとこのように思うわけです。

厳しい病院経営の最大の原因は、政府与党のたび重なる医療制度の改悪にある、このように思いますけれども、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

次に、療養ベッドの廃止についてでありますけれども、制度の改定によって、介護医療難民が大量に発生するんでないか、こうした心配が多分にあります。

このことについては、これまでの国会の審議の中でも、様々な人たちの中から指摘をされているわけですが、今後6年間で、全国で23万人の人が病院から出ないということになります。

この美唄では、先ほどのご答弁で、その比率で言えば、美唄で言えば155人の人が病院

から出ないとならなくなるわけです。こうした人たちが、自宅に戻るといことはかなり無理があるわけです。

療養を必要とする高齢者が安心して暮らせるためには、療養ベッドの削減は大変大きな問題ですけれども、市長としてはどのようにお考えなのかお聞きいたします。

それから、次ですけれども、生活保護の申請時の対応ですけれども、様々な事情で市民が生活保護の申請のためにこの市役所に来るわけですが、そうした人たちが生活の相談を、親族に相談してもなかなか解決できない、親族には親族なりのそれぞれの事情があって、なかなかその人たちを援助することができないということがあるわけですが、そうした人たちにとって、生きるための最後の頼みの綱として生活保護を申請するわけです。

保護を受けなければどうなるのかということですが、ある人はサラ金に手を出して借金地獄に陥るといった場合もあるだろうし、あるいは生きる希望を失って自殺するという人もいるかもしれません。また、我慢して、物を食べないで、飢え死にするという人も出てくるかもしれないです。

先日の北九州では、2回も申請したのに市役所では受け付けてくれなかったということで、食べ物もなくて、ついに餓死してしまう、そういう事故が起きているわけです。

昨日の吉岡議員に対するご答弁では、餓死とか、あるいは生保を申請しても受けられなくて自殺したとか、そういうご答弁はなかったもので、美唄ではそうした事情はなかったものと思いますけれども、もしあるとすれば重

大な問題になるわけです。

面接では非常に緊張するわけです。その人にすれば、あそこの個室に入って、ケースワーカーと直接対面していろいろ話をするという場合、普通の人も非常に緊張するんですけども、そうした中で、ケースワーカーのお話の中身が十分理解できないという場合もしばしば起きるわけです。自分の考えていることを十分相手に伝えないまま帰ってしまうということもあるわけです。

そうしたこともありますので、相談者に対応する場合、相手の事情を十分に考慮して対応しなければならないとこのように思いますけれども、市長の考え、再度お聞かせいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

はじめに、道州制についてであります。道はこれまで、様々な意見募集等を行ってきたほか、現在知事が道民と直接意見交換を行う「地域意見交換会」を開催し、「地域主権型社会」をめざす道州制を進めていくこととしていると承知してございます。

私は、道民のための道州制の実現におきまして、今後さらに道民や市町村の意見を十分聞きながら、議論を重ねていくことが必要であると考えております。

次に、合併についてであります。今回示された構想案につきましては、市民の皆さんの意思を基本に、慎重に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、経営悪化の要因についてであります。医師不足から診療体制の充実が図られず、

患者数が減少したことなどが主な要因と考えておりますが、近年の医療制度改正に伴い、医療費の患者負担増による受診控えや、診療報酬の引き下げ決定なども、診療収益の減少につながる1つの要因であると考えております。

いずれにいたしましても、経営の健全化に向けて今後とも、医師確保をはじめとする様々な取り組みを進めるとともに、医療制度等の改正に伴い、厳しさを増す病院経営の実状等を、全国自治体病院協議会を通じて、国、道へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、療養病床についてであります。今回の改正では、医療の必要性が低い、いわゆる社会的入院患者と言われる方々を、病院ではなく、老人保健施設やケアハウス、グループホーム等で対応しようとするもので、今後6年をかけてこれらの施設に移行させるものと承知してございます。

市内には現在、民間医療機関を含め、196床の療養病床があることから、今後の動向などを慎重に見極めて、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、保護申請についてであります。生活保護の実施にあたりましては、国または道の指導等により、申請時の相談においても、申請権を侵害することなく適正な援助活動を行うこととなっております。

市においては、保護についてのご理解をいただくために、制度の内容や保護要請について説明し、相談者の意思確認のもと申請を受け付けているところでございます。

今後におきましても、市民生活のセーフテ

ィネットとしての生活保護制度の目的に沿い、よりきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 1点だけお聞きしたいと思います。

療養型ベッドの廃止の問題ですけれども、先ほどのご答弁では、療養型ベッドが廃止されても老健施設とかあるいはケアハウス、グループホームそうしたところで対応できるということですが、言ってみれば、これらの施設は民間の施設であるわけです。市民のニーズに十分応えるだけの確保ができるのかどうかという点では大きな不安があるわけです。今後6年間の中でそれが実際にできるのかどうかということが不安があるわけです。

そうした療養病床から出された人たちの受け皿ですね、具体的にはどのようにしていくのか、この点について再度お聞きしたいと思います。

それから、もう1つの問題は、いわゆる個人や家族の負担が、ホテルコストなどで大きく増加するということが出てくるわけです。

そうした老健施設だとかケアハウス、グループホームなどに入った場合、そうした個人負担が大きく膨らんでくるわけです。

そのために入所できなくなる、そういう人たちも出てくる、このことも十分予想されるわけです。同時に、これは家族に大変大きな負担がかかってくるわけです。

新聞報道によれば、今月の11日、ついこの間ですけれども、東大阪市に住む81歳の男性が、77歳の妻をひもで絞殺したわけです。

警察の調べに対して、「看病に疲れた」と、「妻を殺して自分も死ぬつもりだった」とこのように言っているわけです。こうした悲劇が今、この数年の間、非常に日本全体にふえてきているわけです。

療養型ベッドの廃止ということで、こうした悲劇が起きる、こうしたことは絶対に防いでいかなければならない、このように思うわけですけれども、そしてまた、負担軽減のために、市長はどのようにしようとしているのかについて、再度お聞きしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

療養病床についてであります。国は療養病床の転換が円滑に行われるよう、老人保健施設や老人福祉施設の基本的なあり方の検討と、地域における保健医療及び福祉サービスの提供体制の整備支援に努めることとしておりまして、今後こうした動向を見極めながら、市としてこの現実に対応してまいりたいと考えております。

なお、介護施設では、施設サービス費の1割のほか、居住費・食費を支払うこととなりますが、低所得の方には入所中の負担が重くならないよう、自己負担の上限を設け軽減対策がとられているところでございます。

●議長長岡正勝君 午後1時10分まで休憩いたします。

午前12時03分 休憩

午後1時10分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を

開きます。

一般質問を続けます。

17 番吉田 栄議員。

●17 番吉田 栄議員（登壇） 平成 18 年第 2 回定例会にあたりまして、先に通告してあります大綱 2 点について、市長に質問をしてみたいと思います。

まず第 1 点は、道の市町村合併推進構想について質問してみたいと思います。

本件について、同僚議員から質問をされ、そして答弁を聞いております。したがって、できる限り重複を避けて質問をしてみたいと思います。

本件について、質問をしようとしたその理由は、何といたしまして、6 月 3 日の新聞報道によって、先ほどお話ありましたように、180 の市町村が 59 市町村に合併統合されると、その中に間違いなく美唄も、その枠組みの中に入っていると、そのことを市民が見ますと、市長もそして議会も、そしてお前も、「自立するんだ、自立するんだ」とこう言っているけれども、もう道の段階ではこういう具体的な枠組みすらでき上がっているのではないかと、一体どうなのよと、こういうちまたでの議論が、随分と耳にいたしました。

そのことを聞きまして、気になることは、今日まで、平成 16 年以来今日まで、様々な自立に向けた議論を展開して、そして具体策についての行動が伴ってまいりました。

問題は今からであります。様々な改革案が提示され、そしてちまたでの議論、こうなります時、どうせ自立はできないだろうと、自立はしないだろうと、だったらこんな、美唄だけが先駆けての血を流さなくても、汗

を流さなくてもいいのではないかという議論になりはしないかと、その可能性が極めて大きいわけであります。

もっと先を言えば、合併しようとしなかつたら、日本全体の経済情勢、そして自治体の、国の財政状況から見る時、いやが上にもいろいろな各般にわたっての改革を余儀なくされるわけですが、この統合という、合併というその 1 つの、市民にしてみると、どうせ合併されるなら、少しでも潤いを削られない方がいい、こういうことになるわけですから、勢いその結論を見出すのに手間暇かかるだけじゃなくて、その結果もいい成果にはおさまらないと、こういう結果になりはしないかという疑問が、心配が出てまいるわけであります。

そんなことを考えます時、私もこの議会で市長に直接質問をし、そして議論を多くの議員が、その議論に参画をするというところに、1 つはその意義があるのではないのかという思いまして、この推進構想についての質問をするに至ったわけであります。

さて、その 1 つは、先ほども市長のこの構想に対する見解が述べられておりましたが、もう少し突っ込んだ、この構想に対する市長の評価を伺いたしたいと思います。

2 つには、あれだけ具体的な枠組みの報道がされるということは、言うまでもなく道の推進構想でありますから、それなりの市との協議とは言わないにしても、先ほどの話からすれば説明というお話です。本当に説明に終わったんだろうかなとこう思えてならないわけであります。

先ごろ、空知管内の自治体関係者、そして

議員の集まりがあって、そして総務省と北海道がその説明に当たったことがありました。

あの時の話を思い起こしますと、旧合併法、これはもう終わって、合併新法のこの有効期間の中で、合併をしないと自治体は大変なことになるぞと、いわば脅しの話がるる説明されました。

あの調子で、自治体に入って説明をされて、それに反論をするという状況というのは、極めて困難だろうとこう思うんです。

私の参加したその会合では、空知の多くの議員でしょう、それに対する反論が、大げさに言えばごうごうと発言がなされました。

そのような、いわば対等のつもりで発言をするという環境の中でない、道が美唄に来ての話だとなればです、あるいは美唄が道に向いて、そしてその説明を受けるということになった時に、美唄今こんな取り組みやっているんだよと、市民感情はこうだよと、そういう反論というのは極めて困難だと思うんです。

問題は、私が聞きたいことは、道が市に対して説明をしたその空気、どんな程度の話がなされたのか、この辺のニュアンスを肌で感じるようにひとつご説明を願いたいものだとこう思います。

そして、3つ目になりますが、通告では市長の市町村合併に関する基本的な考え方についてとこういうことで、質問通告をしております。

それに対する考え方といいますか、それは同僚議員の質問に対する答弁でお聞きをしました。基本的に市民の意向を尊重すると、こういう立場での答弁に尽きたと受け止めまし

た。

昔と違って、市長が1番偉いんだけど、市長が合併に賛成する、賛同するとかしないとかという結論を出すという、そういう時代でないだろうとは思いますが。

しかし今、美唄の2万9,000弱の市民の中で、財政問題から、そして美唄の、今からやらねばならない様々な事業について、一番知っているのは市長ですよ、何ととっても状況を判断する、その才能を持ち合わせているのは市長だと、私は思うんです。

その市長が、こんな表現を使うとしかられるかもしれませんが、知らない、状況のわからない市民、その市民が合併したくないとか合併した方がいいとかというそういう表現というのは、なかなかこれはできっこないと思うんです。

やっぱり市長が、様々な状況、そして今からやらねばならないことを十分説明をし、そしてかくあるべきだということを市長が考え方を示すということが、今大事な時期ではないだろうか。

もうすでに、美唄の今からの歩むべき筋道、後期基本計画ももう議論終わった、そういう中での市長の答弁だとすれば、見えるものがありますけれども、今6月の3日に新聞報道された、2日に決めた、3日に報道されたとこういうこの時点で、市長の見解をきちっと私は聞きたいものと、そしてそのことを正しく市民にお伝えをして、今からの美唄での市民としての行動はかくあるべきではないのかという、そういう地域活動が今必要ではないのかとこんなふうに思う立場から、この道の合併推進構想についての質問をしたわけであ

ります。

忌憚のないひとつ、腹を割ったご答弁を期待しておきたいと思います。

次いで、農業問題について質問をさせていただきます。

その1つは、品目横断的経営安定対策についてであります。

本件についても同僚議員の質問がありました。その中で、お聞きした答弁も知っておりますが、重複しないように気を配りながら質問をしてまいりたいと思います。

品目横断的経営安定対策のいわゆる経営規模、特定ガイドラインとして6.4ヘクタール以上の耕作地を持っていないとこういってお話でした。

それに該当する美唄の農家戸数が560戸存在していて、すでに、この安定対策に算入するための認定を受けた農家が519戸、と同僚議員の質問に対して答弁がなされました。

さて、そこで気になることは、41戸の農家がこの安定対策に該当しないと、麦を作っても二千数百円にしかならないとか、大豆を作っても生産圏にほど遠い価格でしか売れないとこういことになるわけですから、これは大変なことだとも思うわけです。

そこで、41戸の、もちろんこの41戸も今から思いを直してというか、営農計画を立てて、そして認定していただくための申請をするのかもしれませんが、したがって、本当に6.4ヘクタール以上を持っている農家で、認定を受けなくてもいい、受けないと、こういう農家が何戸にとどまるか、これは結果を見ないとわからないとこういことだとも思いますが、この認定をされない農家というのは、様々な

事情があって、そして認定されないのではないかとこう思うのですが、認定されない理由があるとすれば、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

同時に、認定されないで麦や大豆を作った、小麦を作ったということになると、これは農業として成り立たないわけですから、何らかの方策を考えてのことだとも思うのですが、その辺は市の農政部との話、ないしは農業支援センターとの話が積み上げられてのことだとも思いますから、その辺の事情がありましたら、そのあたりについてのご説明をいただければとも思います。

同じこの品目横断的経営安定対策の中の1つの、両輪とも言われておりますが、農地・水・環境保全向上対策、このことについて質問してまいりたいと思います。

農業というのは、昔から言われてもおりますし、私もそんな表現使ったことありますが、多目的機能をいかに発揮させるかと、このことが本当の意味での農業の有効活用とこういことになるんだと、このことは常々言われているわけでありまして。

そういう立場からすると、この横断的経営安定対策の中の1つである農地・水・環境保全向上対策というのは、大変先を見越した施策とこういこと、評価できるものとも思うわけでありまして。

これは、北海道の広大な農地をどういう形でということになれば、この農水省の出しているこの対策からすると、10アール当たり、水田であれば1,700円国が出すと、そして道と市町村が1,700円を分け合うと、合わせて3,400円のお金を持って、この環境保全向上

対策を押し進めるとこういうことだと思っ
んです。

問題は、この環境保全向上対策の対策とい
うのは、具体的にどんなことをやるんだとい
うことになる、これはマニュアルにも書いて
あるように、用水路の底ざらいから、草刈
りから、あるいはその隣接する防風林の環境
整備やら、あぜ草の問題からそういったこと
を、とにかく環境をよくしていくんだと、こ
ういう立場での行動を展開するということだ
と思っんです。

しかもそれは、先ほど言った 10 アール当
り 3,400 円のお金が集まる、美唄全体でい
えば、同僚議員の質問からすると 7,400 万円、
七千数百万円の金を出さねばならない、美唄
だけで。すると、簡単にわかりやすく考えれ
ば、美唄で七千数百万円出すということは道
も七千数百万、そして国もその合わせたもの
とこういうことになるわけですから、七千数
百万円の 4 倍の金をかけるということになる
と思っんです。

それが、全部美唄に来るかどうかはそれは
別として、そういうことだとすると、言い替
えれば今まで、明治 23、4 年から今日までの
間、農業者が自分のあぜを刈り、自分の田ん
ぼに流れてくる水の用水路の草を刈り、底ざ
らいをし、そういう様々な、農業にとって欠
くことのできないメンテナンスを自分の力で
やってきた、それを今度は国がてこ入れをし
て、都道府県も自治体も、そして国も、お金
を出して、そういう農業にかかわるメンテナ
ンスを出してやるとこういうことでもあります
ね。

しかも、最も立派なことだなどこう私が思

ったことは、この様々な行動を展開をするの
は農業者だけではだめと、非農業者もこれに
参画すると、町内会もあるいは関係する、そ
の仕事上関係しなくてもいいんですが、NP
Oであるとか、あるいは企業であるとか、様々
な地域の人たちがそこに参画をすると、そし
て 1 つの活動組織を形成すると、規約を作
ると、事業計画を作ると、それに伴う予算も作
ると、そして、協議会にそれを申請をして、
そしてその予算をもらうと、こういうこと
になるんだという話を聞いておりますが、今美
唄のこの段階で、どういう状況までその段取
りが進んでいるんでしょうかということをお
尋ねしたいと思います。

そして、その段取りというのは、この広い
美唄の農地ですから、3 つや 5 つの活動組織
ではないと思います。幾つの活動組織になる
のかそれはわかりませんが、おおよそのその
見通しについて、お尋ねをしておきたいと思
います。

次には、「おぼろづき」の作況といいますか、
「おぼろづき」の関係について質問をしてま
いります。

申し上げるまでもなく、「おぼろづき」に関
しては、平成 16 年の 3 定から毎回、「おぼろ
づき」の問題を取り上げてまいりました。

私も最近になって聞いたことですがけれども、
「お前は美唄市茶志内の阿部義一の代弁者
だ」と、「こんな話があるんだぞ」とこんな話
も聞きました。

しかし、私そんなつもりで言ったことない
んです。これだけはっきりこの段階でさせて
おいてもらいたいと思っんです。

美唄のあの米が、この議場にも農業者たく

さんいらっしゃいますけれども、美唄の米の品質が、何といたってあのガイドラインで示されているでしょう。7段階のうち下から2番目、3番目、今度3番目になったんだそうだけれど、7つあるうちの下から3番目です。

それで、美唄の米がいいから、うまいから買ってくれと言っても買ってもらえる環境がない。安くするから買ってくれという話だったら、ばかでもするわけです。これでは農業経営成り立たないんだよ、言うまでもないことだと思う。

本当の意味で、美唄の基幹産業は農業だと言うのであれば、より高品質の米づくりをして、個々の農業者が収入が上がるということは、美唄の収入が上がるということになるんです。

だからこそ、行政としてもしっかりとこ入れをして、そして「おぼろづき」が美唄の「おぼろづき」、「おぼろづき」と言えば美唄というそういうブランド品にしていってはどうかとそういう立場で、16年の3定から連続でこの問題について、市長に様々な情報を提供しながら、そして行政としてやり得る最大の努力を促してきたつもりであります。

そういう立場で今日まで経緯しておりますけれども、昨年は4つの試験的な田んぼを作って、そしてそれが種もみとして使われたのか、あるいは「八十九」という名前に押し変わって札幌で売られたのかどうかわかりませんが、いずれにしても、ことしについて言えば7,000トンの「おぼろづき」を生産しきるという方向で、ホクレンは頑張っているようであります。

そして、その前段として去年、ホクレン北海道のあっせんが支給してくれた種もみ、その種もみの品質の悪さも、これ去年のたしか2定だったかと思うんですけれども、指摘をさせていただきます。さらっとでした。しかしきょう、この段階でこれさらっとというわけにはいかないんです。

去年も、あの品質の悪い脱穂だ、糝だ、いや品種が入っているのではないかとこう言われたような種もみを農業者に、しかもそれは限定した農業者ですよ、それに出して、そしてことしは、この18年は間違いなく立派な種もみが支給されるものところこう思っていたと思うんです。

ところが、ことしの種もみも、昨年に勝るといえるのか悪いと言うのかわからないけれども、私もその種もみを見させてもらいました。どこで作った「おぼろづき」か知らないけれども、水害にあった時のもみのような、汚れきったもみでした。

そして今、振り返って見ますと、その道から支給されたところの種もみをまいた、そして別な種もみも同じほ場で植えた。その結果がこんなに違いがあるんだという、写真入りの情報が、これは空知でないですよ、北松山からの写真入りの情報が入ってきた。

これでは、道がくれる、売ってくれるその種もみをどう信頼したらいいの、これ。あれほど2年前、種苗法がどうだとか、産地奨励品にするとかしないとか、様々な議論が展開され、しかし何といても、一部の生産者の熱意と、そして消費者の偽らざるその評価によって、道もホクレンも、「おぼろづき」をないがしろにすることができなくなった、そし

て今日があるんです。

こういう、経緯をたどってみる時、市長、後で事務局の方にその写真のコピーをお渡ししておきますけれども、そういう種苗法云々と言っているながら、そういう種もみしか北海道中に配ることができないというその実態、これを市長どう受けとめますか、その辺の見解がありましたらお聞かせをいただければとこのように思います。

次は、この「おぼろづき」についての、今日までの行政として取り組んできた大筋の経緯、これをお聞かせいただければと。

そして今後、この「おぼろづき」を、毎回市長にお尋ねしてまいりましたが、美唄のブランド品として、ブランド米として、その成就を図るために頑張るとこういう意思表示があったわけですが、そのことには変わりはないものと思いますが、今後の具体的な施策について、お考えがあればお聞かせをいただければとこのように思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

はじめに、自治体合併問題について、道の合併推進構想についてであります。去る6月2日に、道の市町村合併推進構想案が発表され、この内容に関しましては、今後道からの説明があると聞いておりますが、基本的な考え方として示された「議論の出発点として活用するものであること」や、「地域住民の意向に基づく、市町村の自主的・主体的な検討の結果は最大限尊重すること」については、一定の理解をしております。

しかし、道内の多くの市町村は、これまで

市町村合併に関する議論、協議を経ている事情もあることから、道が行った市町村の結び付きの度合によるクラスター分析や役所間の移動時間、人口規模からだけでは今後の市町村のあり方を決められるものではないと感じておりますし、自治の基本は住民の意思にあると考えており、市町村合併の議論に際しては、まずそのことが前提であると思っております。

今回示された組み合わせについては、事前協議がなかったものの、道からの意見募集に際し、本市の任意合併協議会での経過や、その結果として自立を選択したことなどに配慮すべきである旨の意見を提出しております。

本市は現在、「自立と協働」をテーマとして、美唄らしい自治の仕組みづくりに取り組んでいるところであります。

今回示された構想案に対しましては、私ども道からの詳細な説明を今後受けまして、市としての方針を検討してまいりたいと思っておりますが、あくまでも市民の皆さんの意思を基本に対応してまいりたいと考えております。

次に、農政問題について、品目横断的経営安定対策についてであります。経営規模が6.4ヘクタール以上であっても、5月末現在で認定農業者となっていない41戸のうち、本対策を受けようとする方は、今後認定農業者の申請を行うものと考えておりますが、高齢で後継者がいないなどのことから、認定を受けない方もいるものと推測しております。

次に、経営規模の特例に満たない農家の救済措置などについてであります。6.4ヘクタール未満の方々は、経営規模を拡大するこ

とや、所得の特例の認定を受けることで対象者となるか、あるいは集落営農組織の構成員となることで本対策の対象者となることができます。

このようなことから、市といたしましては、各農協の担い手育成相互支援協議会と連携して、1人でも多くの農家がこの対策の対象者となれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、活動組織体につきましては様々な形態がありますが、本市の場合、土地改良区等への組合加入面積が多いことから、主に用水等の水系単位で活動を行うことが考えられます。

次に、活動組織の構成員は、地域の農業者を中心として、地域住民や各団体などの非農業者の方の参加も必要とされており、活動内容については、水路等の維持管理を行うほか、環境美化活動等も実施するものと承知しております。

今後、他市のモデル事業を参考としながら、美唄市の計画づくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、「おぼろづき」についてでございますが、道が増殖した種子と、市内で生産された種子による苗の生育の違いにつきましては、今後市としても調査をしてまいりたいと考えております。

また、ブランド化に向けた取り組みにつきましては、これまでに栽培技術の普及やほ場条件の改善など、品質確保に向けた対策と販売方法について、農協と協議をしてまいりました。

美唄市農協ではことし3月に、市内の先駆者である農業者を講師に招き、「おぼろづき」の増産と産地化に向けた講習会を開催し、生産予定者への栽培管理上の注意事項などを指導しており、今後は農協の販売戦略のもと、集荷・販売していくことを検討中であると伺っております。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員 2点ほど、再質問いたします。

この農地・水・環境保全向上対策にかかわって、先ほどそこで少しくお話ししましたように、10アール当たり850円、市が負担する分ですね。そして、道も850円。国が1,700円です。合わせて10アール当たり3,400円という原資がそこに生まれるわけでありまして。

私の今質問しようとすることは、水田が10アール当たり850円の負担をしなければならない、そして、畑は10アール当たり300円、装置があるのかどうかわかりませんが、装置は50円とこういう負担が余儀なくされる。しかもそれは、平成19年度からとこういうことの内容のようであります。

問題は、この850円、そして畑であれば300円の市の負担金が、総額にすると七千数百万円になるんでしょう、この七千数百万円という金額が、いわゆる後期基本計画の中でどういう形で整合性がとられようとしているのか、この辺についてお考えをお尋ねしたいと思います。

それともう1つ、農業所は100%そのことは、市から10アール当たり850円お金が出ると、それによって水路の草刈りや底ざらいやら何やら、そして環境整備をするんだと、

こういうことは農業者であればわかると思うんですが、農業者以外の市民、これは現時点で、きょうの時点で知っている人はそう多くはないだろうと、皆無とは言わないけれど、そう多くはないと思う。

いずれわかるわけさ、そのわかった時に何だろうこれはという、そこに不協和音が出たり、市に対する信頼が損ねたり、そういうことになっちゃいかんでしょう。だとすると、前もって国の政策として、農地・水・環境保全向上対策として、こういう支出をしなくてはならんのだと、市が。このことは前もってやらなきゃならないんでしょ、これ。と思うんですが、いわゆる農業者以外の市民に対して、この実情というか、こういった事業が今度はやらねばならないんだと、こういう合意を形成しなくてはならないものだと思うんです。

そのことについて、こういう手立てをとるといふことがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

最後になりますが、「おぼろづき」のブランド化の問題であります。

これ、ごく最近聞いたんだけど、美唄でどこで作った「おぼろづき」か知らないけれど、10キロ当たり1,800円で売っているとかという話を聞いたことがあるんです。そんな安い「おぼろづき」だったら、ぜひ私も食べてみたいなところ思うんです。現にあるそうです。

そんなことをされたら、「おぼろづき」のブランド化というのは一体何だったんだということになるでしょう。

やはりブランドというのは、誰もが認める

いいものだ、うまいものだ、値あるものだというところに値があるわけだ。その値を何で示すかといったら、価格でしかないんですよ。

だから、札幌でホクレンが「八十九」という商品名で売り出している、あれも10キロ5,000円ぐらいで売っているんでしょ。

それから、阿部義一さんところの「おぼろづき」は、多分これは、多分だと思うんだけど、阿部さんから出てくる時五千何ぼでないんです、じゃないけれども、東京の東武百貨店で売っているのは、間違いなく5キロ2,700円、10キロ5,400円で売っているんですよ、今なお。

それは言うに及ばず、価格がそれなりの値を示しているんです。俗に言う、安い化粧品は売れないというような話と同じで、値段を下げてしまったら、その品質がやっぱり問われるの。それだけの品質かということになってしまう。

だから、この価格の維持に向けて、行政としてやっぱりしっかり取り組んでいかなきゃならないんじゃないかと思いますが、その価格維持の方策について、考えがあればお聞かせください。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の質問にお答えします。

はじめに、農地・水・環境保全の施策についてであります。美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画とのかかわりにつきましては、この事業が今回の農政改革の1つとして、平成19年度から新たに導入される事業であるということから、今後費用対効果面も十分考慮するなど、事前評価を行いまして、基本

計画への登載について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、市民合意についてであります。この制度は、国が2分の1、道4分の1、市が4分の1ということで、農業者が負担しないというこういう新たな制度でございまして、このあたりの理解を得るのが相当、いろんな意味で時間をかけなきゃいけないなと思っております。

この事業の必要性というものと、それから市民と一緒にやるという、非農業者の方も一緒にやるというそういう事業であるということ等も含めまして、この環境を守るためのそういう農業政策であるということをも十分周知しながら合意を図ってまいりたいと考えております。

次に、「おぼろづき」についてであります。やはり美唄のブランド化ということで、私は1番今近いものがあるということで、確かなブランド作りができるんじゃないかというふうに認識しております。

このため、生産管理の確保や生産性の向上が不可欠であるということから、農協なども今後十分連携を図りまして、「おぼろづき」の品質の確保と、そして向上と生産の定着を推進しながら、1番問題であります価格の維持につきましては、どのような手法があるかどうかですけれども、市としてもこの価格の維持について、いろんな方法を講じてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員 1点だけ。この農地・水・環境保全向上対策です。

今の市長の答弁でも、非農業者に対するこ

との事情、これを懇切丁寧な情宣活動をするということだと思いますから、それはそれでいいと思うんです。

やはり、何だかんだ言っても、7,000万円だ8,000万円だという、美唄市全体の予算から見たらちっぽけなものかもしれないけれども、しかし、7,000万円や8,000万円といえど大変な金額です。これを、やっぱり市税をそこに投入するんだということであるわけですから、これは念には念を入れて。これ農業者に全然言わなくていいかといえ、そうではないと思うんです。

農業、この多面的な機能をしっかり保つためにこの環境保全対策をやるんだと、そのために市が金出すんだということ、農業者の皆さんにだって教えてやらなきゃならない部分はあると思うんです。

そういう半面、非農業者に対してはより懇切丁寧な、この実情の説明をやってもらいたいものこのように要望して、私の質問を終わります。

●議長長岡正勝君 以上で一般質問を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時03分 散会